

決算特別委員会



山本 みちよ
委員長

9月8日、市長の平成28年度決算提案説明が行われ、その後、予算が適正に執行されたかなどを審査するため、23名の議員（議長、副議長、監査委員、本会議で総括質疑を行った議員を除く全議員）を委員とする決算特別委員会を設置し、慎重に審査を行いました。

審査の結果、平成28年度一般会計決算及び、特別会計後期高齢者医療事業決算を賛成多数で、その他の特別会計決算については全会一致で認定すべきものと決しました。

◆決算特別委員会委員◆

◎…委員長 ○…副委員長

◎山本みちよ	大沢 純一	伊藤 大輔	太田 光久
○松本 まき	門倉 正子	稲橋 ゆみ子	福島 正美
○松本あきひろ	江口 元気	永元須摩子	中山ひと美
中町 聡	木原 宏	上條 彰一	須崎 八朗
谷山きょう子	安東 太郎	大沢 豊	佐藤 寿宏
瀬 順弘	高口 靖彦	梅田 春生	

生活保護受給者の孤独死が増えている原因は 直接会う機会が減ったことも一因

中町 聡（日本共産党）



問

平成28年度の市内の孤独死は37件で、前年度より11件ふえています。さらに、発見までに24日もかかったケースがあるそうです。こうした問題について明らかにし、再発を防止していく必要があるのではないのでしょうか。発見までに49日以上かかった4名中3名が生活保護受給者の方だったとのことですが、孤独死をなくすという目標に向けて訪問回数をふやすなど、尽力していただきたい。

答

生活保護受給者へのケースワーカーの訪問は、安定している方は年に2回となっています。また保護費の支給は、国の指導で、市役所の生活福祉課での窓口払いではなく振り込みが中心となっています。そのため、月1回の支給日に会うことができない状況にあり、孤独死の発見が遅れることもあります。市では、社会的なつながりが持てるようさまざまな支援していますが、ご本人の気持ちもあり、難しい状況の場合もあります。

【本会議における質疑】

市民の暮らしは依然厳しいと考える。暮らし向きの実態調査をすべき。
若木 早苗（日本共産党）



市民の暮らし向きの実態調査を
問 市民の暮らし向きについてはどのような見解でしょうか。生活の実態を踏まえた予算編成となるよう、雇用や市民の暮らしの状況を調査すべきではないでしょうか。

国や都の調査を活用する

答 国は「景気は、緩やかな回復基調が続いている」としており、今後の政策効果を期待しています。現在市で調査を行う考えはありませんが、国などの調査を活用していきます。

手当等を削減した行政改革について

問 平成28年度の実質収支は赤字で、財政調整基金、公共施設整備基金も積み増した一方、おむつ補助や難病手当などは削減されました。このような行政改革は不要だったと考えます。基金を市民のために活用していく

答 地方交付税不交付団体である本市にとつては、一定の基金残高の確保は特に必要であり、市民の生活に不可欠な行政サービスを安定的に提供するために適切に活用していきます。

マイナンバーを利用した手続きについて

税関係資料はマイナンバー記入なしでも受け取る

大沢 豊（緑たちかわ）



問

以前の住民基本台帳ネットワークシステムは失敗だったと思っていますが、システムとしてはマイナンバー制度が引き継いでいると考えています。マイナンバーの通知カードは世帯単位で発送され、2千760世帯分が未配達だということです。いろいろな事務がありますが、番号がわからないので、番号を記入する欄は空白のまま出すことになった場合、書類はちゃんと受け付けをしてもらえるのでしょうか。

答

マイナンバー制度は、税と社会保障の一体改革の中で、この番号を使い、効率よく運営していくというものです。以前の住民基本台帳ネットワークは、国と自治体間だけの連携での利用が多かったが、今回のマイナンバーは、今後個人でも利用ができる制度となっています。税関係の資料については、マイナンバーがないことで拒否したり、受け取らないということはありません。マイナンバーがなくても受け取っています。

未利用地の売却推進を

引き続きポスティングなど行いたい
梅田 春生（民進党・市民フォーラム）



問 ごみの集積所跡地の売却に向けて、どのような取り組みを行ってきたのかお示しください。また売却とならなかった場合、その理由がわかればお答えください。今後、残りの集積所跡地については、どうされるのでしょうか。また、立川駅南口の区画整理の跡地は、売却実績がゼロとなっています。土地を開発していくまでの間だけでも固定資産税を減免するなどして、早めに処分できるようにしたい。

答

ごみの集積所跡地は残りが26件あり、なかなか売却まで進まないため、28年度は西砂地区に絞って跡地の隣接の方に売却をしている旨のポスティングを行いました。問い合わせもありましたが、最後はその土地が必要かどうかで判断されていると感じています。今年度も引き続きポスティングを行っていきたくと考えています。また、南口の土地については、いただいた減免などのご意見も参考に、関係部署と今後検討していきます。

道路の無電柱化事業の進捗は

17路線4,100メートルを実施

須崎 八朗（たちかわ自民党・安進会）



問

道路の無電柱化事業は、どの程度進んでいるのか伺います。極端に狭い道路という意味ではなく普通で、歩行者と車のすれ違いで危険な場合もあるという話も聞いています。こうした幅の狭い道路の無電柱化もあわせて進めていただきたい。また無電柱化されて、空に電線がないにも関わらず、信号と信号の間に線が走っている交差点もあるが、それはどうなっているのでしょうか。

答

電線共同溝などの整備は、17路線、4千100メートルで実施しています。無電柱化をした場合、歩道に東京電力の地上機器の設置が必要となりますが、町中の歩道がない生活道路では、この機器を設置する場所の課題があります。今後、地上機器がコンパクト化されるなどした場合は、計画策定の中で配慮していきたい。また、信号機の架空配線だけが残っている交差点は、今後都に改善の要望があったことを伝えます。

障害者差別解消法への取り組みは

職員対応要領の作成や職員研修を実施
太田 光久（民進党・市民フォーラム）



問 障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指す「障害者差別解消法」が平成28年4月に施行されました。事業者への障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために、何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたとき合理的配慮をすることを努力義務としています。行政機関の合理的な配慮としてどのような取り組みを行ってきたのでしょうか。

答

法の趣旨や合理的配慮の不提供を職員に周知徹底するため、昨年度は職員研修を実施し、104名が参加しました。また、職員対応要領を作成し、取り組みを進めています。また、障害福祉課に手話通訳者を週5日配置し、本庁舎での聴覚障害者への意思疎通支援の体制を整備したほか、市が実施する審議会や講演会などの傍聴を希望する方には、手話通訳者や要約筆記記者の派遣を新たに行っています。